

「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール NEWS

第27号 2017年2月20日発行
ブログURL:<http://ianhu.cocolog-nifty.com>



吉見裁判

東京高裁も不当判決 明らかな名誉棄損認めず

裁判所の度重なる不当判決

東京地裁は昨年1月20日、桜内議員（当時）の発言のなかの「これは」は吉見さんの本を指すと認定した上で、ここでの「捏造」は本来の意味の「事実でないことを事実であるかのようにでっち上げる」という意味ではなく単に「間違っている」という意味である、としてこの程度の発言で損害賠償は認めない、という判断を示しました。

これに対して吉見教授は東京高裁に控訴しましたが、2016年12月15日に出された判決では、このセンテンスの中の「これは」が吉見さんの本を指すかどうか分からぬのでこの発言が吉見さんの名誉を毀損したとはいえない、との判決を下しました。

このどちらの判決も到底、理解できない、また許すことのできな

い不当な判決です。しかし、弁護団も支援してきた多くの人々も、この判決理由に呆れるとともに東京地裁と高裁の6人の裁判官が、このような理由にもならない理由を付けてまで吉見教授の訴えを退けなければならないと考えたのはなぜか、ということに注目しています。

根拠のない誹謗中傷が許されない社会の実現のために

桜内氏は訴訟の内外で、何の根拠も示さず繰り返し「吉見義明は『慰安婦＝性奴隸』説を捏造して世界に振りまき日本と日本人の名誉と尊厳を傷つけた」と発言してきました。最近、嘘でもデマでもネットで振りまいてお構いなし、という風潮が広がっています。このような時こそ、表現の自由の限界を司法が明示することが求められているのです。吉見教授も弁護

吉見裁判とは、「慰安婦」問題の歴史研究で高い評価を受けている吉見義明前中央大学教授の本について、「捏造」と発言した元衆議院議員桜内文城氏を、吉見教授が名誉毀損で訴えた事件のことです。2013年5月27日、当時の橋下大阪市長が日本外国特派員協会で開いた記者会見の場で、桜内氏は「（司会者は）吉見さんという方の本を引用しておりましたけれども、これはすでに捏造であることがいろいろな証拠によって明らかとされております。」と発言しました。これは誰が聞いても「吉見さんの本は捏造」としか理解できない発言です。吉見教授は、この発言に対して損害賠償を求める裁判を提起したのです。

編集・発行：「慰安婦」問題と
ジェンダー平等ゼミナール
住所：〒113-0021 東京都文京区
本駒込6-14-8-602 吉川氣付
電話・FAX：03-5976-5188
発行回数：年4回（2.5.9.12月）
2010年7月15日創刊
定価：1部50円 会員は会費に含む

団も最
高裁が
その司
法権の
任務を
果たす
ことを



名譽棄損を訴えて闘う吉
見義明前中央大学教授

求めて闘っていきます。ご支援を
よろしくお願い申しあげます。
(弁護団長・当会副代表 大森
典子)

当会リーフレットを作成

会員拡大をめざして

安倍政権のもとで、歴史の真実を塗り替えようとする右翼的な動きが強まりつつあります。私たちはいまこそ、「慰安婦」問題をめぐる歴史的な事実を国民のなかに広めることが重要です。

こうした取組みをすすめ、私たちとともに活動する会員を増やすために、「慰安婦」問題とは何かを伝えるためのリーフレットを作成しました。

リーフレットはA4版の変形二つ折りで5,000部作成しました。本号に見本一部を同封しましたが、ご活用いただける場合は会事務局にご連絡ください。無料でお届けします。

本号4～10頁に
総会議案を掲載



初の泊まり込み会議に参加した運営委員

初の泊まり込み運営委員会

年明け早々の1月20～21日、当ゼミナール運営委員会は「日韓合意」後の「慰安婦」問題の現状と解決に向けて、どう運動を取組むかを深めるため、国立女性教育会館（埼玉・嵐山町）で合宿をおこないました。青森、福岡からの運営委員を含め13人が参加しました（欠席1人）。

合宿前に参加者に届けられた資料を基に、吉川代表が問題提起を

情勢と運動のすすめ方を論議

おこないました。「日韓合意」の捉え方、昨年のパネルディスカッションで見えてきたこと、吉見裁判の結果など、「慰安婦」問題解決のために日本のNGOは何をなすべきか、

真剣な討論を繰り広げました。

討論ではさまざまな角度から意見が出されました。

集会で問題を訴えても参加者は“勉強してよかったです”で終わってしまう、自分に引き寄せてとらえられるようにするにはどうしたらよいか。市民は「慰安婦」問題がもうすでに終わっているという認識にさせられている。女性の人権や尊厳を奪うのが戦争、安倍政権の歴史修正主義、「戦争する国」づくりとのたたかい、被害の事実と日本軍の関与をなかつたことにしたい安倍と背後の「日本会議」の存在、「少女像」報道に見られ

るメディアの在り方、など。

これらをふまえ、加害国の間としてどう運動を取り組んでいくかが課題となりました。この間、安倍政権も継承すると言わざるを得なくなった「河野談話」の実行をどのようにして迫るか、真実を伝えるための映像などの活用、自分のことと結び付けられるような話し合い、名乗り出られない日本人「慰安婦」とその調査活動、「慰安婦」問題だけの取り組みではなく憲法、「戦争する国」づくりの問題とあわせて裾野を広げる取組み、「かわいそうね」ということに終わらせない女性の人権問題だという見方と、被害者個人の請求権に基づく署名運動を他団体との協力して進めることなど、積極的な意見が出されました。

合宿による論議の成果は、2017年度運動方針に反映してゆくことを確認しました。

三鷹市民の良識と「日本会議」

東京・後藤ひろみさん

三鷹市では「暮らしに憲法を生かす」の理念に基づく市政と市民活動を続けてきました。その一つに憲法行事を1980年以来37年間続けています。担っているのが「憲法を記念する三鷹市民の会」です。私もその一員です。5月3日の憲法記念日前後に「憲法を記念する市民のつどい」を市と共催で毎年開催していました。

◆講師に改憲論者が!!

「憲法のつどい」の講師は例年、「市民の会」各会員が推薦、上位候補者を講師に決めます。今年度の最上位になったのが改憲論者、「慰安婦」問題を虚構と主張する「日本会議」の広告塔といわれるS女史でした。1票差でトップになってしましました。市の平和都市宣言や、会の趣旨に反すると強く反対しましたが、慣例に従い上位候補

者から順次交渉していくことになりました。

その後「市民の会」に市長自らも出席し、S女史への交渉は行わないと発言。理由として同女史の講演料は120～130万円以上で、市の予算を上回ること、さらに市民からの抗議の電話やFAXが多数寄せられ、平和の施策条例と会の趣旨にそぐわないというものでした。

改めて会として推薦をしなおし、多数で湯浅誠氏を選出しました。

「日本会議」所属の市議会議員と通じた一部会員によるS女史推薦の根回しがあったことを知り、これを広めた結果、市民の良識が打ち勝ったのです。機敏に行動しなければどういうことになったのか…。自分の身近に「改憲策動」が押し寄せていくことを実感しました。



市内8か所に設置されている「非核都市啓発塔」

連載

第7回(最終回)

吉川春子

遊郭と日本人「慰安婦」

◆なぜ今も「慰安婦」問題に取り組むのか

私が日本人「慰安婦」問題と取り組むのは、以下の経緯があるからである。

1993年8月 「河野官房長官談話」で多数の日本人「慰安婦」の存在を知る

1996年11月 警察庁が、日本人「慰安婦」を募集し中国への移送を県知事に依頼（事実上指示）した公文書（「支那渡航婦女に関する件伺い」警保局局長、他）を吉川に提出

2001年3月 野党3党、「『慰安婦』問題解決促進法案」を参議院に提出、国籍条項で日本人「慰安婦」を保護の対象から外す（痛恨の反省点）

2008年 京都市河原町会館の「慰安婦」問題の吉川の講演を聞いた藤園淑子さんから、ビルマ従軍軍医の叔父・笠置慧眼氏が当時の部下に作成させた日本人「慰安婦」名簿（以下「名簿」）が吉川に郵送され、吉川・藤園の交流始まる

2014年7月 当ゼミナールに「日本人『慰安婦』問題調査研究チーム」発足

2016年3月13日～14日 「名簿」に掲載されている6名の九州出身女性の本籍地・現住所の調査を実施（第一次九州調査）

2016年10月2日 「第一次九州調査」で親族に面会した女性の調査のため再度、天草訪問

◆日本人「慰安婦」調査でわかったこと

昨年、私は藤園さんより入手した「名簿」で、藤園さん他のチームメンバーと共に女性達の出身地に足を運んだ。何よりも彼女たちの全員が遊郭



藤園淑子さんの叔父・笠置慧眼軍医が戦後出版した『ああ、策はやて隊—私のビルマ従軍記』



かつて遊郭があった球磨川（熊本・八代市）の河岸で調査チームメンバー

で働いていたことを知り、驚いた。「遊郭」とは、当時政府公認の売春宿が集まる地域（遊里）のことである。日本の港、河口、軍隊、工場、鉱山、炭鉱……男たちの集まる場所に必ずと言っていいほど存在した遊郭はアジア太平洋戦争中、「慰安所」に女性を供給する基地ともなったのだ。

「女なしでは戦争は戦えない」、「戦場に女はつきもの」と、日本中にある遊郭と同じものを侵略地・占領地にも作るという発想で、中国、東南アジア、今のアセアン地域に網の目のように「慰安所」はつくられた。

また敗戦後に米進駐軍将兵に約7万人の女性を供給した売春組織RAAを設置したのも、遊郭という「社会的基盤」があったからであろう。かのナチス・ドイツさえ、このような大規模な女性供給システムは作れなかった。

◆女性の今につながる日本人「慰安婦」

現在は、ほとんど日本人の視野に入っていない日本人「慰安婦」問題だが、もし同郷の女性が「慰安婦」として海外に送られていた事を知れば、切実な問題として身近に受け止めるだろう。名乗り出ることなく社会の片隅で人生を終えた同胞の女性たち、また終戦後まで米兵のために「慰安婦」にさせられた女性たちの存在を広く知らせて、今日も多発するDV、レイプ等女性への暴力との関連について考えるきっかけにしたい。

日本社会が「慰安婦」問題を自らの問題としてとらえる時、問題解決の世論は高まると思う。

2017年度総会議案

第1号議案

2016年度をふりかえって

2015年9月、安倍政権は安保法制＝戦争法を強行採決したことに続き、年末の12月28日、突然、「日韓合意」を発表した。これに関して日本国内では6割の人々が評価したが、韓国では被害女性たちの意見を聞いていないなど反発が強かった。昨年は、日本のNGOとして「合意」をどうとらえるのか、「慰安婦」問題の解決のために何をなすべきかを模索する一方で、「慰安婦」問題の解決とは何かを考えなおす1年となった。

「『慰安婦』問題とジェンダー平等ゼミナール」と名付いている当会では、「慰安婦」問題は、その根底に女性の人格否定、尊厳侵害の問題があり、それが戦前の侵略戦争を推し進め、現在の性暴力、ジェンダー不平等に続いていると話し合ってきている。安倍政権による、憲法を改悪し戦争できる国づくりへの暴走の動きとも連動して作られてきた「慰安婦」問題の誤った情報が、多くの国民に流されている。この問題の本質を広めるために、年3回の講演とフィールドワークの定例企画などに取り組んだ。東京以外の地域での集会にも積極的に取り組み、関心を寄せる層の広がりがみられた。今後いっそう各地域での取り組みの強化を確認している。

「日韓合意」については、「慰安婦」問題の解決のために8月9日、安倍首相への申し入れを行った。さらには、「日韓合意」後、「慰安婦」問題解決のための運動が岐路に差しかかっているとの共通理解から、初めての運営委員会一泊合宿を2017年1月に行つた。ここでは、総会にむけて情勢、運動方針などについて深い討論をした。運営委員会は病気、介護などで活動人数の減少が問題となっており、新たなメンバーの補充が急務となっている。

○2016年度総会の開催

2016年4月3日、東京・文京シビックホールで第4回総会を開催し53名の参加があった。総会では、「慰安婦」問題の解決のために、日本政府に働きかける活動、学習・語り部活動、フィールドワーク、日本人「慰安婦」調査活動などとあわせ、安倍内閣

の憲法改悪、特に9条、24条改憲に反対していくことなどの方針を決定した。

会費について2000円への値上げを決定。DVD「いのちの証言」制作に予想外の多額な経費を支出することになったこと、650名余の会員のうち、会費未納入者が30%もあることで、現行の会費1000円では運営が困難になったためである。値上げのため退会者が数名でたが、概ね理解をいただいた。未納者には振込票を入れる回数をふやしたが、なにより会員拡大に取り組むことが重要であるとした。経費削減のためニュース発送を現一通82円から62円となる第三種郵便に変更をしているが、煩雑な規定のため手続きが遅れている。

○政府への申し入れ

昨年の8月9日、当会としては初めて、安倍首相に「『慰安婦』問題解決のための申し入れ」をおこなった。衆院議員池内さおり氏（日本共産党）の紹介により、当会から三役など7名が参加。政府からは内閣官房、外務省、文部科学省の各担当者が対応した。

「日韓合意は被害者、韓国国民から強い反発をうけており、問題解決には程遠い。日本政府は『河野談話』にあるように、被害者の意思を十分くみとり『合意』が真の解決になるように、被害者にこころから謝罪し、教科書に『慰安婦』問題を記載すべきである」。また、「河野談話」の「出身国問わずすべての『慰安婦』にお詫びする」との文言に従い、「アジア女性基金」の対象になった国・地域、対象にならなかった地域の「慰安婦」犠牲者に対しても真摯な謝罪と補償の措置をとるよう申し入れた。まだ一人も名乗りでていない日本人「慰安婦」の調査も要請した。公立の平和資料館などで「慰安婦」と南京虐殺など日本の加害の歴史が削除されていることを憂慮し、改善を求めた。

政府側は申し入れを聞きおくとした対応であったが、さらにこのような申し入れをしていくことは、「河野談話」の実現を国に迫るという意味で、重要な取り組みであると確信した。この申し入れは「日韓合意」後の活動の指針となり、パネルディスカッションへの取り組みにつながった。

○第21回ゼミナール開催

改憲派が3分の2の議席を占めた参議院選直後の7月24日、会は「憲法24条、自民改憲草案がねらうもの」と題して杉井静子弁護士を講師にゼミナールを開催した。杉井氏が、24条改憲は家庭、女性だけの問題ではなく、日本を「戦争する国」に変えていく過程の「国家総動員」のためであると指摘。憲法改悪の問題点を女性の視点から切り込んだ講演は参加者から積極的に受け止められた。参加は23人と少なかったことは反省点である。

○22回ゼミナールをパネルディスカッションとして開催

11月20日、パネルディスカッション「『慰安婦』問題解決のために、今、日本のNGOは何をなすべきか」を、4名のパネリスト（川上詩朗氏・渡辺美奈氏・笠井貴美代氏・吉川春子氏）を招いて開催した。コーディネーターは大森典子当会副代表が務めた。

「日韓合意」に対しての評価が、無効・白紙撤回、一步前進、または合意を足がかりにするなど多様であるパネリストによる討論は画期的な取り組みであった。

川上詩朗弁護士は「慰安婦」問題は人権問題、被害者一人ひとりの権利回復が解決であり、国家間の合意でやるものではない。この20年間のNGOの取り組みが世界の人権保障を底上げしたと発言。

渡辺美奈氏（wam事務局長）は、国連の度重なる勧告に「合意」においても日本政府は答えていないと指摘し、アーカイブを作り次世代に引き継ぐ活動を報告した。

笠井貴美代氏（新婦人会長）は「合意」は世論と運動が政府を追いつめたものとし、「慰安婦」問題を、日本会議派の安倍政権を退陣させる流れに位置付け、戦争も貧困もノーの闘いをすすめたいと発言した。

当会代表吉川春子氏は、「慰安婦」問題の解決には加害責任をつきつけて、日本人「慰安婦」問題も含めて碑や資料館などの建設など社会教育が必要だと提起した。

意見の違いがあっても、解決のためには世論形成のための草の根運動を活発化していくことで一致、たいへん実りのある内容となった。力をいたれた参加動員、新しい企画によるものか、初めての方も目立ち、参加者は67名と増え、感想でも有意義な内容との評価をいただき、成功だったといえよう。

○フィールドワーク

(1) 沖縄フィールドワーク報告集の発行・販売

2015年11月末に実施したフィールドワーク「『慰安婦』問題の視点でめぐる沖縄本島と宮古島の旅」の報告集を2016年4月3日、総会当日に発行した。A5判90頁、頒価1部500円で500部印刷。参加者の感想文、講演録、資料などで沖縄に146ヵ所、宮古島17ヵ所あった「慰安所」の状況など充実した内容で、評判もよく完売した。（36,155円の収益）

(2) 「戦争・加害と被害&ジェンダーの視点で巡る信濃の旅」

2016年9月13日～15日、2泊3日・費用48000円で実施し、28名が参加した。6月3日に事前学習会を15名の参加で開催した。

行程は1日目、上田市無言館、安楽寺、山本宣治の碑。2日目、川中島「ひとミュージアム」（ケーテ・コルビツ版画展示）、松代大本營跡、「もうひとつの歴史館・松代」、天竜村平岡ダム、中国人強制連行の慰靈の碑。3日目、阿智村満蒙開拓平和記念館、長岳寺見学。

中国人や朝鮮人を連行し強制労働をさせて作ろうとした松代大本營は、その完成まで沖縄での地上戦を引き延ばそうとしたとの解説に驚愕した。近隣には「慰安所」も建設された。終戦3か月前に満蒙開拓団に駆り出された長野県人たちは中国では加害者側でもあった。日本が戦争に邁進するなかで青年が犠牲になったことも改めて学んだ旅となった。長野の革新の伝統を引き継いでいる方がたが現地の説明をしてくださいり、参加者から高い評価をいただいた。

このほかに、2016年度はつぎの活動もおこなった。

○九州2都市で「慰安婦」問題集会を共催し、盛会であった。

○日本人「慰安婦」の調査活動をおこなった。

○運営委員会で一泊の合宿をおこない、会の在り方、今後の方針を徹底論議した。



信州へのフィールドワークで山本宣治の記念碑を訪ね、説明を聞く参加者（2016年9月13日＝上田市別所）

第3号議案

2017年度運動方針(案)

I 今日の情勢と当会の運動がめざす方向

1. 結成7年、厳しい情勢の下で

当ゼミナールは今年5月、厳しい情勢のもとで創設7周年を迎える。安倍総理は2017年通常国会の施政方針演説で、「憲法審査会の議論を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深めよう」と国民に呼びかけ、改憲の意図を明確にした。女性の人権の最大のよりどころである日本国憲法は改悪の危機にさらされている。しかも戦争法制定と共謀罪を企て日本国憲法をすでに踏みにじっている安倍内閣に対し、国民は5割を超える高い支持を与えていた現実がある。

私たちは、国民に対して安倍政治の危険性を明らかにする活動を強める必要がある。更にこの安倍内閣を草の根で支える右翼団体・日本会議は、女性を苦しめた家父長制を崩壊させた憲法24条を改定し戦前の家族制度復活を目論む。同会議は「慰安婦」制度の歴史的事実を否定する活動を地域と地方議会を足場に展開している。こうした勢力とのたたかいを強化する必要がある。

また、2015年12月28日の日韓合意により韓国政府が設立した「和解・癒し財団」では7割を超える生存者への支払いが行われていると伝えられる。他方、「慰安婦」被害者と韓国挺対協は日韓合意の白紙撤回、無効、再協議を求めている。今韓国の朴槿恵大統領の弾劾手続き等政局混乱の中にあり、日韓合意を認めない世論も5割を超えていた。

日本人及びすべての国の「慰安婦」の被害者を視野に

私たちは朝鮮半島、中国そしてインドネシア、フィリピン、東チモール等のアセアン諸国、またオランダ等すべての国の「慰安婦」を視野に問題の解決を目指す。

また日本人「慰安婦」は多数いたが名乗り出で政府の責任を公然と追及した女性はいない。江戸・明治時代以降、貧困の親が娘を前借金で遊郭に売ることが公然と行われた。遊郭は男性が女性を“買う”政府公認の場所である。遊郭はアジア太平洋戦争中に「慰安婦」制度を軍・政府が設置した際に日本人「慰安婦」の供給源になった。

多数いた日本人「慰安婦」が名乗り出ない原因は、女性が金儲けのために進んで「慰安婦」になったという右翼の宣伝の影響が根底にあるのではないか。また、性暴力による被害は女性側に落ち度があるかのような社会の意識、また数百数千年の暴力による女性支配・差別の歴史が根底にある。加えて戦前から廃娼運動に取り組んできたキリスト教婦人矯風会などを除いては被害女性の調査と尊厳を守る運動が少ないとある。これに対して、韓国挺対協が一貫して同胞の被害者の尊厳回復・生活支援に取り組んできた姿勢には学ぶべきことが多い。

日本世論が「日韓合意」で「慰安婦」問題は決着したと受け止めているのはこうした意識に加えて、日本人「慰安婦」の存在を知らない事も一因ではないのか。

私たちは敗戦直後、米進駐軍のために全国に設置された「慰安所」、現在も多発する沖縄はじめ米軍基地の米兵による女性への性暴力、そしてドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）、レイプ、セクハラ等女性を苦しめている問題等、今日も多発している女性への暴力と「慰安婦」問題とのつながりを研究し活動にいかしたい。

2. 政府に「河野官房長官談話」の実施を迫る

1993年8月に発表された河野官房長官談話（「河野談話」と略）は日本軍「慰安婦」について、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた。…出身地の如何を問わず…いわゆる従軍慰安婦の方々に対して心からおわびと反省の気持ちを申し上げる」として、この問題について初めて謝罪と反省を表明した。そして、「このような歴史の真実を回避することなく、むしろ歴史の教訓として直視し…われわれは歴史研究、歴史教育を通じてこの様な問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を表明」している。

しかし、安倍首相は就任以来「河野談話」を攻撃し、抹殺しようと策動を繰り返したが失敗し、内閣は同談話の作成過程の検証まで行ったが、2014年3月、菅官房長官は「河野談話」を見直さないと明言した。同談話は政府の基本方針として位置づけられた。

昨年8月9日、当ゼミナールは政府に対して、金学順さんが名乗り出で4半世紀が経つ今日、なお未解決の「慰安婦」問題について早急に解決すべく「河野談話」の内容の実施を強く求める申し入れを行った。

具体的にいうと、現在、歴史教科書に「慰安婦」問題のみならず南京大虐殺、朝鮮半島侵略・植民地化、満蒙開拓団など侵略による日本の加害事実がほとんど記述されておらず、子どもたちは日本の歴史を知ることができない。こうした歴史を教科書に正しく記述することを求め、また、歪んだ歴史観の右翼の教科書の採択に反対する。また歴史博物館・資料館に戦争の被害と共に「慰安婦」問題等加害事実の展示を行うことを求める、との内容である。

また、国権の最高機関である国会に「慰安婦」問題に対する謝罪決議を求める。（韓国が1995年の「アジア女性基金」を拒否した一因も国会謝罪決議のない事であった）。

3. 他団体との共同行動を活発に行う

私たちは以上の運動を多くのNGOに働きかける。私たちは昨年11月20日、日韓合意後、混迷する日本のNGO運動を前進させる目的で「日本のNGOは、今、何をなすべきか」についてパネルディスカッションを行った。当ゼミナール吉川代表も加わり、「慰安婦」問題の解決に取り組む川上詩朗弁護士、「慰安婦」の実態を広く知らせ、記憶を引き継ぐためにパネル・展示・出版活動を行う「女たちの戦争と平和資料館」(wam) 渡辺美奈・事務局長、そして国連登録のNGO、会員十数万人を擁し女性人権問題に取り組む新日本婦人の会・笠井貴美代会長をパネラーに迎えた。

新婦人とは、2013年一緒にナムの家の元「慰安婦」を迎えて日本での証言集会を行ったが、今回のパネルディスカッションを通じて更に協働の道が開けた。今年度はAALA、日朝協会、婦団連、全労連女性部等これまで「慰安婦」問題で協力関係を築いてきた団体に当ゼミナールの活動方針を伝え共同の行動を働きかけたい。

歴史事実をゆがめる右翼の歴史教科書の採択に反対する。地域で教科書運動を行っている団体とも共同行動を行う等多くのNGOとも粘り強く一致点を探り共同行動を追求する。

II 具体的な活動のすすめ方

1. ゼミナール

より多くの人に「慰安婦」問題を理解していただくために行っている年3回のゼミナールを必ず成功させる。内容は「解っている人ばかりわかっているゼミナール」（参加者の感想）ではなく、初参加の方などを含めて多くの人々に理解を深めてもらえる

企画にする。そのために現在の女性の人権蹂躪及び自分の人権がどう犯されているかと結びつけて考えられる身近な内容にする。映画、DVDの上映も有効である。

2. 地域での活動

各地の会員に力を借りて地域で小さな勉強会を開く。その際は運営委員が分担して講師を引き受ける。パネル展示の実施。地域図書館に歴史認識、「慰安婦」関連の書籍、資料の購入を求めて設置させる。身近にある歴史博物館、資料館に足を運び展示内容、歴史的事実を踏まえた展示になっているかウォッチする。

3. 日本人「慰安婦」調査に引き続き取り組む

当ゼミナールの日本人「慰安婦」調査チームでは、2016年には2回のビルマ派遣の「日本人」慰安婦調査を行った。第1回目の3月は九州4県出身者、第2回目の10月は天草の出身者。また、2017年1月には和歌山県出身女性の調査を行った。5月以降には東北地方出身の日本人「慰安婦」の調査を行う予定である。

この調査で身近なところから海外に「慰安婦」として送られた女性のいた事が判明した。今後は更に地域の遊郭、終戦直後の米兵の「慰安所」の歴史を掘り起こし、身近に「慰安婦」がいた事を知り、また今日発生する女性への暴力問題との関連も明らかにすることで、「慰安婦」といえば韓国人か外国の女性の話という意識を払しょくしたい。私たちの身近で性暴力の犠牲となり苦しんだ女性の歴史を掘り起こす。

4. 多くの人の参加できる署名活動の提唱

日本の戦争によってアジアの国々の女性達が性奴隸とされた被害者救済の署名活動を行う

5. 会員の拡大

以上の活動を行うためにも多くの会員を迎える。当ゼミの紹介のリーフレットを新たに作成する。

6. フィールドワーク

2011年3月に千葉県館山市かにた村（「噫、従軍慰安婦」等見学）を訪ねた第1回のフィールドワークから回を重ねてきたが、今年度は第7回目のフィールドワークを実施する。

第7回 2017年度フィールドワークは「加害と慰安婦の視点で巡る 上海と南京の旅」

日 程：10月20日(金)～24(火)、4泊5日

目的地：中国の上海と南京

1937年、日本は対中国全面侵略戦争を開始し、同12月、当時の首都であった南京を占領して大規模な

残虐事件を起こしてから80年が経過した。しかし今、かつての戦争を侵略戦争であったことを認めず、戦争を肯定、美化する勢力(安倍首相をはじめ「日本会議」、「自由主義史観研究会」、「明るい日本国議員連盟」「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」等)が発言力を強めています。彼ら憲法改悪を目論む勢力・歴史修正主義者が特に重視しているのが「慰安婦」問題と南京事件である。彼らは「慰安婦」問題と南京事件を否定、歪曲して反動的な草

の根運動を強め、一定の影響力を及ぼすようになってきた。

今回のフィールドワークでは、上海の「中国慰安婦資料館」見学と研究者との懇談、南京では抗日戦争博物館、利済巷慰安所址見学、市民との交流などを予定している。実地を訪ねることによって、歴史認識を深め、これから運動に大きな力となる旅にしたい。

2017年度 年間行事予定

| 行事等の種類 | 日程・内容など |
|----------|---|
| ゼミナール | <p>第23回ゼミナール・2017年度総会 日程：2017年4月2日(日) 午後1時開会、同4時30分閉会 会場：文京区民センター 講師：馬曉華・大阪教育大学教授 <内容> 記憶の継承をめぐる中国と日本の戦争博物館比較 *フィールドワーク(10月開催)の事前学習を兼ねる</p> <p>第24回ゼミナール 日程：2017年7月16日(日) 午後1時開会、同4時30分閉会 テーマ：女性をターゲットに改憲策動 日本国議と安倍首相</p> <p>第25回ゼミナール 日程：2017年11月26日(日) 午後1時開会、同4時30分閉会 テーマ：「慰安婦」問題と現代に続く人権蹂躪…売春、レイプ、DV、セクハラ</p> |
| フィールドワーク | <p>加害と「慰安婦」の視点で巡る上海・南京の旅 日程：2017年10月20日(金)～同24日(火) 行き先：上海市の日本軍「慰安所」跡、南京市の大虐殺記念館など</p> |
| 運営委員会 | 年3回開催 ゼミナール開催日の午前中 |
| 常任運営委員会 | 行事開催、会報誌発行などの活動を進めるために適宜、開催 |
| 会報誌 | 年間4回発行 2017年5月・9月・12月、2018年2月 |
| 2018年度総会 | 2018年4月開催 |

おことわり

下記の議案につきましては総会当日の配布となります。ご了承ください。

第2号議案 2016年度会計決算並びに監査報告

第4号議案 2017年度会計予算（案）

第6号議案 2017年度役員選任について

第5号議案

規約改正について

2016年度総会の決定に基づき、当会規約の見直しについて「規約検討委員会」を設けて検討を行ってきた。当委員会での検討結果をふまえ、現行規約を一部改正することとする。

改正理由と改正の考え方

1. 会の機関について

【問題点】

(1) 一般的に、会員によって構成される組織においてはその組織の意思決定機関としての総会が設けられるとともに、組織としての活動を執行する機関が設けられることが通例である。当会においては、規約第6条において、総会・運営委員会・事務局の3つが設けられている。

当会の規約第9条では、「運営委員会は総会で選出された運営委員をもって構成し、（中略）年に3回東京で開く」と規定されている。運営委員会の任務は、第10条で「(1)研究会（ゼミナール）の開催、(2)ニュースの発行、(3)出版、講演、シンポジウムなどの事業、(4)学習会等における講師派遣、(5)新入会員の承認、(6)その他、必要な活動」を行うと規定されていることから、当会における運営委員会は執行機関に相当するものとして位置づけられている。しかし、年3回開催の運営委員会で会の執行業務を実際に行なうことは困難である。

(2) 実態としては、当会の業務を実際に執行しているのは「事務局」である。「事務局」が運営委員会から執行責任を委ねられ、実態的に会の日常的執行の責任を負っているしくみになっている。

規約第11条では、「①運営委員会の下に日常の業務を遂行するため、事務局を置く。②事務局は事務局長を責任者とし、運営委員会で承認するスタッフで構成される。スタッフ会議は必要に応じて開く」と規定している。すなわち、規約上は「事務局とはスタッフで構成されており、スタッフによって開かれる事務局の会議をスタッフ会議という」と読み取れる。しかし、実際には、スタッフのなかの数人（代表・事務局長・事務局次長）を「事務局」、その会議を「事務局会議」と称しており、スタッフ会議と「事務局会議」は別のものとして運営されている。そして「事務局会議」のほうが数多く開催され、

「事務局」という呼称でスタッフのなかの数人が主として実務を担っているのが実態といえる。

ここで問題となることは、①実態として、執行を委ねられている「事務局」と呼称しているしくみは規約第11条における事務局の概念とは異なっており、規約において、「運営委員会の執行権限を委ねられた機関である」という規定が存在しないこと、②「スタッフ」は運営委員会で「承認する」となっているが、いかなる権限と責任を有する役職なのかが不明確なことである。

一般的に機関の全構成員が日常的な執行に係ることは困難であることから、執行機関は構成員の中から常任役員等を選出し、その者に一定の権限を与えて執行を委ねることが通例となっている。

現在、事務局のスタッフには総会で選出された運営委員があたっており、役員以外の事務局員は配置されていないが、事務局という呼称は、一般的には執行権限を有する機関の執行事務等を司る「執行機関内の一事務部門」の呼称であることが通例であり、執行権限を与えられた役員以外の事務局員も含んでいることが多い。

したがって、当会において、日常業務の執行権限を有する機関を「事務局」と呼称することは不適切である。規約に執行権限を有する機関を明確に位置付けることが求められる。

【改正に向けた基本的な考え方】

前記した問題点を改善するために、当会の機関に関する考え方を以下のとおり整理することとする。

(1) 機関の構成は「総会」「運営委員会」「常任運営委員会」の3つとする。

(2) 「運営委員会」は、総会に次ぐ議決機関として、総会から次の総会までの間の総会方針を具体化し、決定することなどを行う機関とする。これに合わせて、運営委員会の任務を改訂する（改正案第9条参照）。

(3) 従来、日常業務の執行を委ねられていた「事務局」と称していた機関および「スタッフ」「スタッフ会議」は廃止し、名実ともに運営委員会の執行権限を委ねられた機関として、「常任運営委員会」を設ける。現行規約において「運営委員会で承認するスタッフで構成され、スタッフ会議は必要に応じて開く」と定められた事務局の権能は基本的に「常任運営委員会」に移行させるとともに、常任運営委員会の任務を新たに定めることとする（改正案第10条参照）。

「常任運営委員会」の構成は、実務を執行するにふさわしい人数とし、執行機関としての体制を強化する。

また、緊急事項に対応するため、常任運営委員会が開催できない場合は、代表・副代表・事務局長の3役、または事務局次長を加えた4役が会議・電話・メール等により、必要な措置を講ずることができるものとする。常任運営委員会に諮る前に3役または4役会議を開催する必要がある場合もあるが、重要事項に限定し、できるだけ会議の重複を避ける。

(4) 「常任運営委員会」のもとに日常の業務を遂行するため、「執行機関の一部門としての事務局」を設けることができることとする。事務局は実務に携わることができる役員（監事を除く）のみでなく、必要に応じて「常任運営委員会」が選任した事務局員をおくことができるものとする。

2. 総会関連事項について

【問題点】

現行規約では、総会に関して開催義務、審議・議決事項および招集権について定めているが、総会であるから議決要件との関係などについても補足して規定化する必要がある。本来、総会は多数の会員の参加を得て開催することが原則であるが、全国39都道府県に会員が存在する当会においては、会員総数（現在、約670人）のおよそ1割程度を見込むことしかできない。

【改正に向けた基本的な考え方】

こうした現状のもとで総会開催要件および議決権を定めるにあたっては、現実をふまえた要件を定めざるを得ない。したがって、総会開催要件としては、出席者数については必要要件を定めないこととし、議決要件については、「出席者の過半数」を規約化することとする。

3. 運営委員・役員の選出について

【問題点】

(1) 現行規約では、運営委員は総会の議決事項として一括して選出され、代表などの役員は運営委員会において運営委員の互選とされている。しかし、実態としては、運営委員は役職を付して提案されており、「運営委員会による互選」とはなっていない。規約通りに行うには、まず、総会で運営委員を選出し、新運営委員で構成される運営委員会で各役員を互選するべきである。しかし、総会を休憩にして、新運営委員会で役員を互選し、総会に報告すること

は、手続きが煩雑になり、実態に合わない。

(2) これまで運営委員候補者の推薦は、運営委員会で確認されて総会に提案されているが、運営委員候補者を決定する手続きが定められていない。

【改正に向けた基本的な考え方】

(1) 規約に新たに（役員および役員の職務）の条項を設ける。役員は代表・副代表・事務局長・事務局次長・常任運営委員・運営委員・監事とし、役職ごとに各候補者を提案し、総会において選出することとする。

(2) あらたに推薦委員会を設置することも考えられるが、会議がさまざま重なりあうので、常任運営委員会の任務として「役員候補者の推薦」を追加し、運営委員会の意見を踏まえて総会に提案することとする。

4. 会計担当者規程について

【問題点】

当会が郵貯銀行に開設している振替口座について、会計担当者の変更に伴い取扱い局を変更することになったが、その手続きに際し、変更後の担当者住所・氏名等の規約への明示を求められたため、2016年度総会で規約上に明示した。この点について、会規約上に特定の会員の個人情報を開示することは適切ではないので、別の方法を講じる必要がある。

【改正に向けた基本的な考え方】

上記の問題意識に基づいて郵貯銀行と協議した結果、取扱い局変更後においては、会計規程等を新設してそこに担当者を明示し、同規程を届け出ることでも可であるとの回答を得た。これに伴い、「会計規程」を新設することとし、現行規約上の関係条文は削除することとする。

5. その他

【改正に向けた基本的な考え方】

(1) 条文の見直しをおこない、重複している規程を整理する（現行規約の「第3条と第4条」）。また、同じ見出しの条項にできるものは一緒にして、整理する（「第5条と第6条」、「第9条と第10条」、「第14条」など）。

(2) 全体を通じ、用語の整理と修正・補足をおこなう。

おことわり

規約改正提案の資料である「規約改正にともなう新旧対照表」および「新規約（案）」については、誌面の都合により別刷を本号に同封します。

情報

国連女性差別撤廃委員会
**林陽子委員長
 解任要求は
 不当な言いがかり**

2016年11月16日、「慰安婦の真実国民運動」（加瀬英明代表）は、国連女性差別撤廃委員会が出した日韓合意に批判的な最終見解は日本政府の説明を無視した不当見解だとして、同委員会の林陽子委員長（日弁連所属）の解任を求める申し入れを、署名1万1,532筆を添えて岸田外相あてに提出しました。「林氏を委員長に推薦したのは日本政府に責任がある。国民の怒りは大きい」というもの。申し入れには片山さつき自民党参議院議員が立ち会い、外務省北邨恭子女性参画推進室長が受け取りました。

同委員は、締約国会議の選挙で選ばれているので、解任は日本政府の権限外です。また国連の各種委員会の委員は出身国の審議には加われないので林陽子委員は日本の審査には加わっていません。「慰安婦の真実国民運動」の申し入れは全く見当はずれです。むしろ林陽子氏は「女性の地位向上に向けた活動を行い、第4回世界女性会議政府代表団顧問等人権分野、ジェンダー分野における優れた専門的知見を発揮して活動してきた」（外務省ホームページ）人物です。右翼団体の不当な申し入れを外務省は拒否すべきで、同席した片山さつき参議院議員の見識も問われます。

寄稿

大阪 藤園淑子さん
 和歌山 岩本多賀子さん

軍医が残した名簿の人を探しに和歌山へ



墓参ることができた
 藤園さん（後方）と岩本さん

当誌連載の「日本人『慰安婦』」の基底資料「ああ、策はやて隊」は、藤園淑子さんが叔父の笠置慧眼軍医から手渡されたもの。その他に女性の名前、住所、本籍地を記した名簿がありました。それをもとに吉川代表たちが九州方面に調査したことは連載に詳しい。

昨年、和歌山県からゼミのパネルディスカッションに参加した岩本多賀子さんは、藤園さんの叔父・笠置軍医が父親と同じ平壌医專（朝鮮）出身と知りました。同じく父親が平壌医專卒業の米沢俊夫妻の車で、大阪の藤園さんと一緒に名簿の住所をたよりに「Sキヨ子」の墓を探す旅に出かけたのは1月17日でした。（編集部）

朝8時、この冬初めての雪景色。車は高速を走り、日高郡の役場に到着。藤園が電話で確認した「Sさん」の住所を問うも、若い職員にはわからず、その地区のお寺を訪ねることにした。

◆生徒名簿で見つけて

あいにく寺の住職は不在。元教師だった前住職が応対してくれて「教え子に同じ苗字のがいた」とガリ版刷りの全校生徒名簿を持ち出してきた。ページをくってSという姓を探し、住所を確認。帰ってきた住職が車で先導してくれ、迷うことなく川ぞいの寺に着いた。

◆キヨ子ではなくK子だった

キヨ子さんと同じ苗字のS氏はこ

の寺の門徒だった。電話で訪問の希望を伝えると、S氏が奥さんと一緒に待っていてくれた。藤園が「生前軍医でビルマに行った叔父からの頼みで墓参に来た」ことを告げると、二人は静かに話を聴いてくれ「寒い所で立ち話では…」と、ダイニングで熱いコーヒーを入れてくれた。

改めて笠置軍医の本も見せて話すと、奥さんが「Kちゃんやね」。「ビルマで戦死したと聞いています」とS氏。名簿の「キヨ子」は源氏名で本名はK子だった。父親の名前はその通りだった。K子には兄がいたが、戸籍も整理し、墓を高野山へ移して出奔したという。

◆「お墓がある」とS氏

S氏の母親が死ぬ前に会いたいというので、探したが見つからず。「これほど探していないのだから…」と諦めた昨年、お母さんは亡くなった。「いつもKちゃんとお兄さんのことよく話していたよ」と奥さんは言う。もう少し早ければ詳しくK子さんのことが分かったかもしれない。

「お墓がある。案内します」というS氏について小高い山の中腹で車を降り、徒步で急な斜面を登った。

（次号に続く）

お知らせ

第1回 日本軍「慰安婦」 博物館会議

実行委員会からの呼びかけ

1991年8月、韓国の金学順さんが日本軍「慰安婦」として名乗り出てから、すでに25年。安倍政権下で「慰安婦」に関する事実を否定する流れが強まる中、加害国日本の市民こそ、「慰安婦」問題を学ぶ必要があるのではないか——そこで「日本軍『慰安婦』博物館会議」を開催することにしました。

日 時：2017年4月1日（土）13時半～（13時開場）

場 所：在日本韓国YMC A・地下スペースYホール（東京・千代田区猿楽町）

参加費：1000円

海外からの参加博物館・団体（予定）・ナヌムの家 日本軍「慰安婦」歴史館（韓国・広州）／民族と女性歴史館（韓国・釜山）／戦争と女性の人権博物館（韓国・ソウル）／ヒューム日本軍「慰安婦」歴史館（韓国・大邱）／南京利済巷慰安所旧址陳列館（中国・南京、2015年開館）／中国“慰安婦”歴史博物館（中国・上海、2016年開館）／ロラズ・センター（フィリピン・マニラ、2008年開館）／AMA博物館（台湾・台北、2016年12月開館）

主 催：第1回日本軍「慰安婦」博物館会議実行委員会

連絡先：アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」(wam) 気付（電話03-3202-4633）

事務局日誌

2016年12月～2017年2月

12月20日 会報誌第26号発送作業

お知らせ

第5回総会とゼミナール

日 程

2017年4月2日(日) 午後1時開会 同5時閉会

会 場

文京区民センター会議室（2階）

東京都文京区本郷4-15-14

内 容

第1部(13時開始)：第23回ゼミナール(参加費 700円)

テーマ：博物館のなかの戦争 被害と加害を後世にどう引き継ぐか

講 師：大阪教育大学准教授 馬 晓華氏

第2部(15時30分開始)：2017年度総会

講師紹介

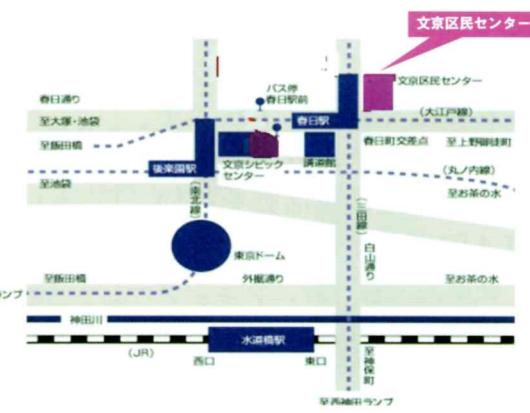


今年1月、ビジネスホテル大手のアパグループが南京大虐殺や「慰安婦」を否定する「歴史の本」（著者はグループの本谷外志雄会長）を各客室内に備え付けてあることが判明し、冬季アジア札幌大会に出場する韓国と中国の選手団はこのホテルをキャンセルしました。「日本的一部勢力が未だに歴史を直視しようとせずさらには否定し歴史をゆがめようとさえしていることがまたも示された」（中国外務省）と批判されています。「慰安婦」問題や南京大虐殺などの歴史を次世代に引き継ぐために学校教育と共に社会教育の場である歴史資料館の役割は大きいと思います。

講師の馬先生は中国と日本の戦争博物館・資料館を精力的に訪ね歩き、「記憶の継承をめぐる中国と日本の戦争博物館比較」との論文にまとめています。

| | | | |
|---------|---|-----------------|-------------------|
| ● 口 | ● 6 分 | ● 番 出 口 | ● 交通 アクセス |
| JR | 都 市 徒 歩 地 下 鉄 三 田 線 / 大 江 戸 線 春 日 駅 A 2 出 | 東 京 メ ト ロ 南 北 線 | 最 寄 駅 |
| 中 | ● 2 分 | 【徒 步 6 分】 | 東 京 メ ト ロ 丸 の 内 線 |
| ・ | ・ | ・ | 後 横 园 駅 |
| 總 武 線 | 水 道 橋 駅 | 後 横 园 駅 | 後 横 园 駅 |
| 水 道 橋 駅 | 【徒 步 10 分】 | 5 番 出 口 | 4 b ま た は 5 |

<会場案内> 文京区民センター



区民センター所在地：〒113-0083 東京都文京区本郷4-15-14

1月20～21日 国立女性教育会館

(埼玉県嵐山町)

で運営委員会、編

集委員会も開催。

2月3日

スタッフ会議

2月24日

会報誌第27号発送作業